

1. 税関で止められた意匠権侵害物品に注目しよう。
 - (1) 税関は全国で、1日90件、数量、2,500点の貨物を止めている。
 - (2) 中国からの知的財産侵害物品が9割超。
 - (3) 意匠権侵害物品の差止点数、平成26年上半期（平成26年1月から6月）が前年同期の約13倍。

視点1：税関でどんな意匠が止まったのだろう

2. 模倣品＝意匠権侵害物品とは何だろう。

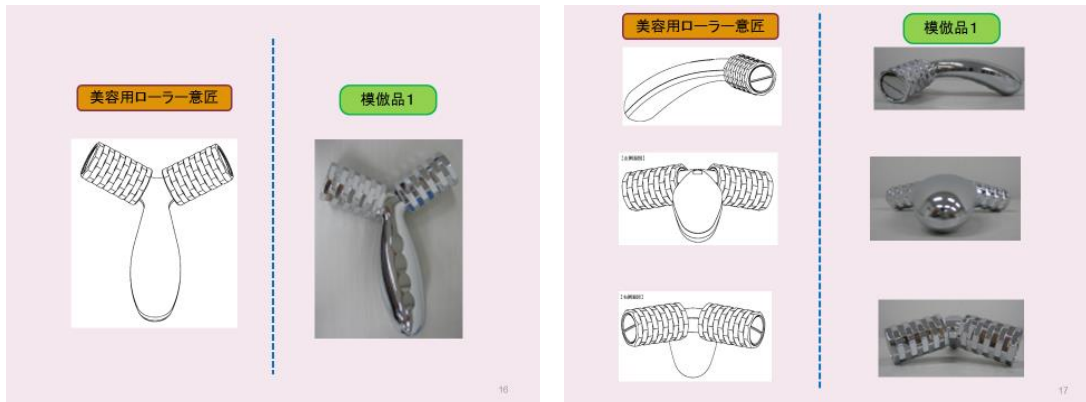
視点2：「美容用ローラー」と模倣品1から意匠の類否を考えよう！

美容用ローラー意匠（以下「本件意匠」）と模倣品1に係る意匠（以下「イ号意匠」）とを対比すると、両意匠は、意匠に係る物品が共通し、その形態について、以下の**共通点**と**差異点**が認められます。



共通点として、両意匠ともに、その**基本構成**において、（1）全体が、ハンドル部とローラーヘッド部からできています。
（2）ハンドル部について、略Y字状に二股に分岐し、全体がアーチ状に湾曲しています。
（3）ローラーヘッド部について、外面が略八角形状の構成片が各角部と略平坦部が交互にあらわれています。
また、その**具体的な態様**について、

- （4）ローラーヘッド部に外栓が取り付けられています。
- （5）アーチ状に湾曲したハンドル部のローラーヘッド部付け根に、略トラック形状の小さな区画部が設けられています。



一方、**差異点は**、(イ) 本件意匠には一方のローラーヘッドの付け根から、もう一方の付け根部にかけて細幅の帯状部が設けられています。イ号意匠には同部分に一本の接合線のみが表されています。(ロ) イ号意匠には4つの小さな略楕円形状の凹みが設けられているのに対し、本件意匠にはそのようなものはありません。



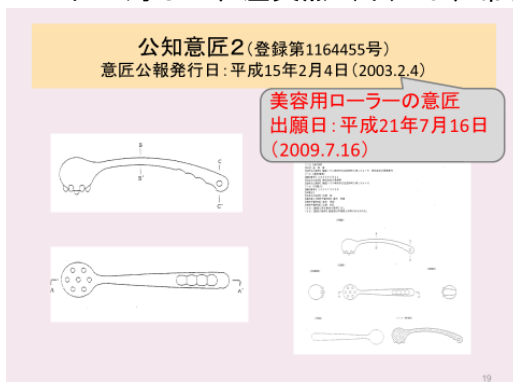
そこで、**共通点と差異点を検討すると**、共通点 (1) ~ (3) については、**両意匠全体の骨格を**成すものと認められます。

(2) のハンドル部については、ハンドル部が略紡錘形に膨らむとともに、アーチ状に湾曲した態様は、**本件意匠の出願前**(平成21年7月21日)に存在しています(公知意匠1)。

ローラーヘッドの付け根である上端部分が略Y字状に二股に分岐した態様、(5)の略トラック形状の区画部、**本件意匠の出願前には見られない新規な態様の(3)のローラーヘッド部**と共に、

両意匠の特徴をあらわしています。意匠全体として、これらの**共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きい**。

これに対して、差異点(イ)は、帯状部の有無は目立ちません。



また、(ロ)の点も、イ号意匠に設けられた凹みは、僅かなものです。身体に物理的な刺激を与える物品において、ハンドル部に、イ号意匠にみられるように凹みが表されたもの

があり（公知意匠2）、凹みのないものもあり（公知意匠3）、何れの態様も極一般的です。両意匠の差異点は**類否に及ぼす影響は微弱**であり、両意匠は**全体として類似します**。

3. ASEAN 諸国と知的財産制度（意匠・商標）

視点3：権利なくして防御はできません。

国	有望国順位	商標	意匠
インドネシア 	1位	有り	有り 2011年意匠出願件数：4,196件
タイ 	3位	有り	有り 2011年意匠出願件数：3,789件
ベトナム 	5位	有り	有り 2011年意匠出願件数：1,861件
ミャンマー 	8位	無し	無し
マレーシア 	12位	有り	有り 2011年意匠出願件数：1,871件

以上